

防整技第16278号

令和5年7月27日

一部改正 防整技第15083号

令和6年6月27日

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

自衛隊隊舎等における快適かつ安心して生活・勤務できる環境の改善について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので、令和5年8月1日以降に実施する隊舎等の新設設計から適用することとしたので通知する。

なお、隊舎等を改修する場合においては、改修の規模や範囲などにより、可能な範囲で実施されたい。

関連文書：防人計第15950号（令和5年7月25日）

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、人事教育局人事計画・補任課長

自衛隊隊舎等における快適かつ安心して生活・勤務できる環境の改善について

1 趣 旨

自衛隊隊舎等を使用する隊員等が、快適かつ安心して生活・勤務できる環境整備に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 隊舎等 自衛隊施設における隊舎、庁舎、厚生施設及び体育館・講堂
- (2) 独立個室型便所 負傷した隊員（車いす利用等）や障害者雇用の隊員等の利用を考慮し、使用目的に柔軟に対応するため男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた1個の便房により構成されるバリアフリー型の便所
- (3) 独立個室型脱衣場 シャワー室の前室等に他人の視線を遮るための常設の壁及び鍵のかかる扉を設置した脱衣場

3 独立個室型便所の設置

- (1) 隊舎等に独立個室型便所を1個以上設置するものとし、努めて隊舎等の1階に設置するものとする。
- (2) 隊舎等の構造若しくは配置又は利用の観点から、1階に設置することが困難な場合には、他の階へ設置することができる。
- (3) 独立個室型便所までの動線に、スロープや自動ドアなど使用者の利便性の向上を図るための設備を設置するものとする。

4 独立個室型脱衣場の設置

隊舎等にシャワー室を設置する場合は、各シャワー室に独立個室型脱衣場を設置するものとする。

5 本通知の運用にあたり、これにより難しい場合については、施設整備官と協議するものとする。